

児童扶養手当の認定及び所得判定誤りによる一部未支給について

1 職員の認定誤りによる児童扶養手当の一部未支給

(1) 概要

児童扶養手当の認定の際に、担当職員が申請者を孤児等の養育者であることを見落とし、他の養育者と同様の基準で認定していた結果、1名の受給者に対し約156万円の同手当の一部未支給が生じていたことが係内のチェックにより判明しました。

孤児等の養育者については、所得制限額の緩和及び支給の制限（一部支給停止）については行わないこととなっていますが、認定当初（平成30年9月の手当分以降）より当該受給者を孤児等の養育者として認定していなかったため、手当額の算出に誤りが生じたものです。

その後も誤りを見つけることができず、5年にわたり一部未支給状態が続いていました。

【未支給額】1,564,570円（平成30年9月分から令和5年6月分）

(2) 再発防止策

職務知識の習得を徹底するとともに、新規認定時や年1回の現況届の審査時に孤児等に関する記載内容の確認を行います。また、認定処理に当たっては書類審査及び電算入力の際の二重確認作業を徹底します。

2 児童扶養手当システムの不具合が原因と見られる所得判定誤りによる一部未支給

(1) 概要

児童扶養手当の所得の判定をする際に使用しているシステムの不具合により、分離課税対象となる長期譲渡所得を控除しないまま所得を算定した結果、1名の受給者に対し約51万円の一部未支給が係内のチェックにより判明しました。

この受給者に対しては、令和3年度の1年間（令和3年11月分から令和4年10月分までの12か月分）は全部支給が正当であるところ、全部停止となっていました。

【未支給額】517,920円（令和3年11月分から令和4年10月分）

(2) 再発防止策

システムの不具合については、運用事業者に原因の調査及び不具合の修正を依頼しています。今後、不具合が修正されるまでは、分離課税分については手計算で所得を算定し対応するとともに、正しい職務に関する知識を習得しミスのない点検作業を徹底していきます。

両事案については、未支給となっている差額分全額を速やかに追加支給します。なお、同様の受給者について全件確認したところ、他に認定の誤りはありませんでした。

【岸本聡子区長のコメント】

児童扶養手当が適正に支給されていない事案が2件発生したことについて、大変重く受け止めています。深くお詫びを申し上げますとともに、今後、このようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ先】

子ども家庭部管理課 TEL 03-3312-2111（内線1361）

総務部広報課 TEL 03-3312-2111（内線1502）